

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 28 日	
長野県知事 様	
提出者	
住所 長野県木曾郡大桑村須原1417 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	
氏名 株式会社IHIターボ 代表取締役 来海 光太 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0264-55-2255 (代表)	
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社IHIターボ 木曾事業所
事業場の所在地	長野県木曾郡大桑村須原1417
計画期間	令和6年(2024年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	44,204百万円
③従業員数	565名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙A参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙B参照

※産業廃棄物を含む廃棄物関係全般の管理は「事業所事務局：安全衛生・環境グループ」が主として行っています。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5（2023） 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	条例施行規則様式第26号_別紙1参照	
	排 出 量	800.364 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・製品製造工程の歩留まり改善 ・製品加工時に使用する切削水の高寿命化 ・プラスチック製パレットの廃棄量削減 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	条例施行規則様式第26号_別紙1参照	
	排 出 量	862.670 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・製品製造工程の歩留まり改善（継続） ・プラスチック製通い箱・パレットの廃棄量削減（一部継続） ・可能な限り産業廃棄物ではなく、有価物として引き渡しができるように社内分別の促進や業者選定を行う。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類はサーマル・マテリアル・ケミカルリサイクルとして処理されるよう、品目ごと可能な限り分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生利用を意識したルートや社内分別方法を模索する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

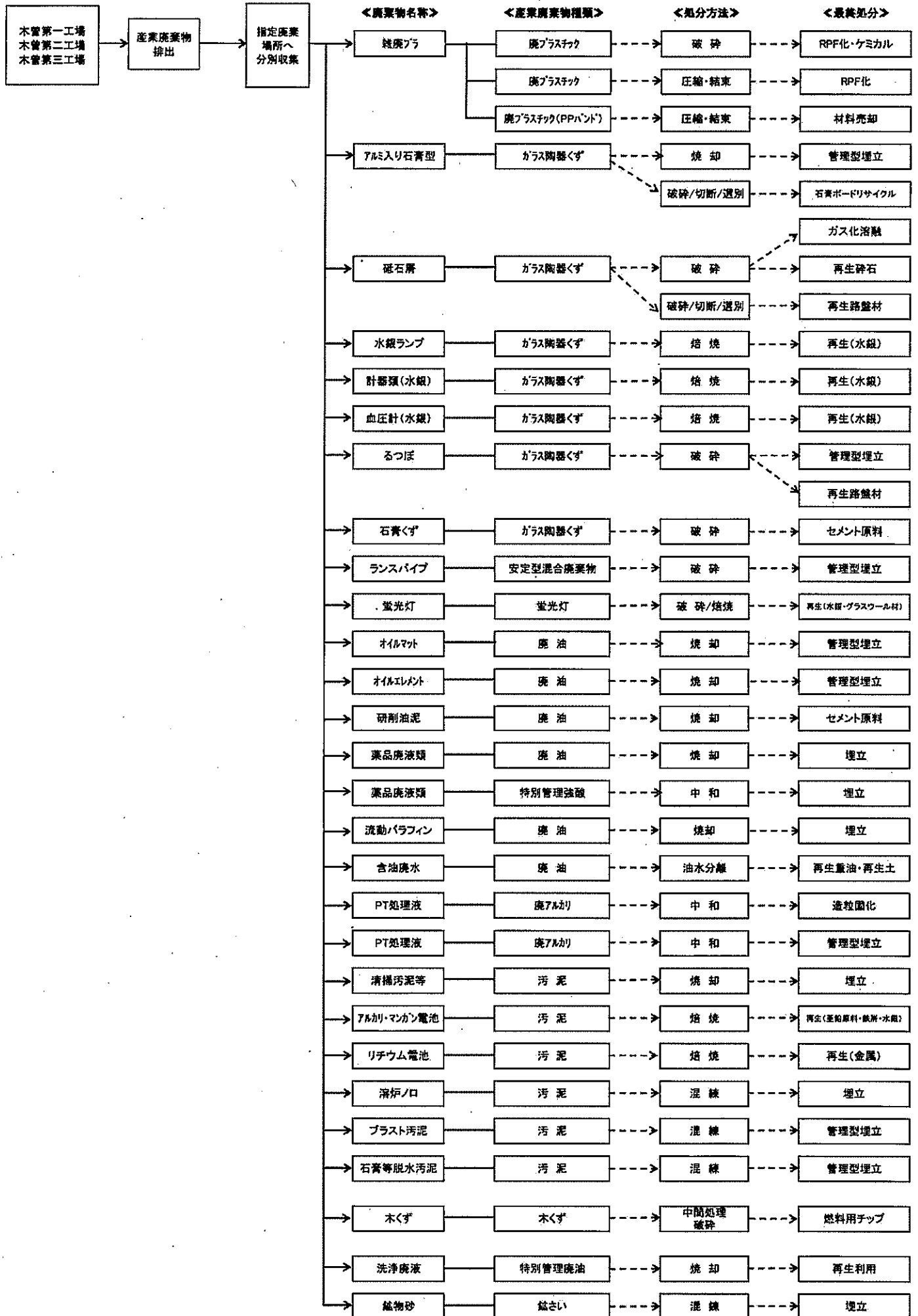
①現状	【前年度（ 令和5（2023）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	条例施行規則様式第26号_別紙1参照	
	全処理委託量	800.364 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	745.71 t	t
	再生利用者への処理委託量	664.77 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 一部、紙マニフェストを交付し管理していた品目が残っていたが、電子マニフェストへ完全移行させることができた。 最終処分までの一連の工程が適正に行われているか注視した。 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	条例施行規則様式第26号_別紙1参照	
	全処理委託量	862.67 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	809.10 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	715.55 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・継続して最終処分までの一連の工程が適正に行われているか注視する。 ・廃棄物処理を委託する際、排出事業者の責任事項に沿った対応を行う。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程(全て産廃業者へ委託)



2024年度 IHIターボ 環境管理委員会組織図

